

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 3

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 近畿財務局長

【氏名又は名称】 大阪製鐵株式会社 代表取締役社長 内田 純司

【住所又は本店所在地】 大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は大阪市中央区道修町三丁目6番1号で行っております。)

【報告義務発生日】 平成28年3月17日

【提出日】 平成28年3月23日

【提出者及び共同保有者の総数  
(名)】 2

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 共同保有者の追加  
単体株券等保有割合の1%以上の減少  
株券等保有割合が1%以上の増加  
保有株券等に関する重要な契約の変更

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	東京鋼鐵株式会社
証券コード	5448
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（JASDAQ市場）

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### （1）【提出者の概要】

##### 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	大阪製鐵株式会社
住所又は本店所在地	大阪市大正区南恩加島一丁目9番3号 （上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は大阪市中央区道修町三丁目6番1号で行っております。）
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### 【法人の場合】

設立年月日	昭和53年5月15日
代表者氏名	内田 純司
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 製鋼および圧延事業</li> <li>2. 普通鋼、特殊鋼の鋼塊、鋼材および鉄鋼を素材とする加工品の製造販売</li> <li>3. 鋳鉄および鋳鍛鋼品の製造販売</li> <li>4. 土木建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業および鉄筋工事業</li> <li>5. 不動産の売買、賃貸、仲介および管理業</li> <li>6. 貸金業</li> <li>7. 前各号に関連する事業</li> </ol>

##### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	財務部長 今野 徹哉
電話番号	大阪06(6204)0163

(2) 【保有目的】

提出者1は、単独で対象者の議決権総数の過半数を保有し、対象者を提出者1の子会社としてその事業を遂行することを企図しております。

また、提出者1は、今後、発行者の株主を提出者1と提出者2の2社のみとする非公開化手続を実施するよう発行者に要請することを予定しております。具体的には、提出者1は、発行者が株式の併合を行うことを発行者の株主総会に付議するように発行者に要請する予定です。当該非公開化手続の完了後、提出者1は、対象者との間で経営の一体化や両社による機動的かつ効率的な事業遂行を実現することを企図しております。

(3) 【重要提案行為等】

該当事項はありません。

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	15,267,565		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 15,267,565	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		15,267,565
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成28年2月12日現在)	V	17,446,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		87.51
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成28年3月17日	株券（普通株式）	14,697,795	84.25	市場外	取得	630円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者1は、平成27年9月18日付で、提出者2との間で「公開買付応募及び株式譲渡に関する契約」を締結いたしました。平成28年2月3日付で、その内容を一部変更する覚書を締結し、( )提出者1が実施する公開買付け（以下、「本公開買付け」という。）に対し、提出者2が所有する発行者株式4,611,000株については応募しないこと、但し、本公開買付けの買付予定数の下限を達成するため提出者1の要請がある場合には、提出者2は、その所有する発行者株式4,611,000株のうち一部であって、かつ、提出者1が要請する数の発行者株式を本公開買付けに応募する義務を負うこと、( )本公開買付け成立後に、提出者1は、発行者の非公開化手続に対して実施するように要請すること、及び、提出者2は非公開化手続が円滑に進むよう提出者1及び発行者に協力すること、( )非公開化手続を実施した場合には、当該手続の完了後、金融商品取引法第24条第1項但書きに基づき発行者の有価証券報告書提出義務が中断されることを条件として、発行者の議決権総数に対する提出者1及び提出者2の議決権割合が、提出者1：90%、提出者2：10%となるよう提出者1及び提出者2間で、公開買付価格と実質的に同額にて発行者株式の譲渡を行うこと、( )本公開買付け成立後に、提出者1及び提出者2が非公開化手続に関する議案を発行者の株主総会に付議し、可決のために必要な手続きを履践すること、( )本総会における提出者2の議決権行使に際しては、提出者1または提出者1が指定する者に対して包括的な代理権を授与し、又は、提出者1の指示に従うこと、及び( )非公開化手続に関する議案が本総会において否決された場合には、上記( )の株式譲渡は実行せず、発行者株式の上場を維持することなどに合意しております。

提出者1は、平成28年3月11日付で、提出者2に対し、提出者2が所有する発行者株式2,300,000株を本公開買付けに応募することを要請し、当該要請に基づき、提出者2は、2,300,000株を本公開買付けに応募いたしました。

本公開買付けの成立により、発行者の議決権総数に対する提出者1及び提出者2の議決権割合の合計が3分の2以上になったことから、今後、発行者を非公開化するための株式併合に関する株主総会議案が可決され、その結果、上記( )の合意に基づく譲渡が実行される予定です。上記( )の合意に基づく譲渡の対象となる発行者株式(569,770株)については、提出者1が提出者2に対して引渡請求権を有するものとして、提出者1の株券等保有割合に含めております。なお、当該引渡請求権の対象となる発行者株式(569,770株)は、本公開買付け終了後の提出者2の保有株券等の数(2,311,000株)から、平成27年9月30日時点の発行者の総議決権数の10%に相当する株式数(1,741,230株)を控除した数として算出しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	9,618,566
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	9,618,566

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項はありません。					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項はありません。		

2【提出者（大量保有者） / 2】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	阪和興業株式会社
住所又は本店所在地	大阪市中央区伏見町四丁目3番9号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	昭和22年4月1日
代表者氏名	古川 弘成
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	鉄鋼、鉄鋼原料、建材、非鉄金属、石油、化成品、食品、木材、セメント、機械の国内販売及び輸出入

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	経営企画室長 相澤 卓也
電話番号	03(3544)2000

(2)【保有目的】

政策投資 取引関係強化のため
----------------

(3)【重要提案行為等】

該当事項はありません。
-------------

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	2,311,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			

株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	2,311,000	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		569,770
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,741,230
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成28年2月12日現在)	V	17,446,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		9.98
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		26.43

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成28年3月17日	株券(普通株式)	2,300,000	13.18	市場外	処分	630円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者1は、平成27年9月18日付で、提出者2との間で「公開買付応募及び株式譲渡に関する契約」を締結いたしました。平成28年2月3日付で、その内容を一部変更する覚書を締結し、( )提出者1が実施する公開買付け(以下、「本公開買付け」という。)に対し、提出者2が所有する発行者株式4,611,000株については応募しないこと、但し、本公開買付けの買付予定数の下限を達成するため提出者1の要請がある場合には、提出者2は、その所有する発行者株式4,611,000株のうち一部であって、かつ、提出者1が要請する数の発行者株式を本公開買付けに応募する義務を負うこと、( )本公開買付け成立後に、提出者1は、発行者に対して非公開化手続を実施するよう要請すること、及び、提出者2は非公開化手続が円滑に進むよう提出者1及び発行者に協力すること、( )非公開化手続を実施した場合には、当該手続の完了後、金融商品取引法第24条第1項但書きに基づき発行者の有価証券報告書提出義務が中断されることを条件として、発行者の議決権総数に対する提出者1及び提出者2の議決権割合が、提出者1：90%、提出者2：10%となるよう提出者1及び提出者2間で、公開買付価格と実質的に同額にて発行者株式の譲渡を行うこと、( )本公開買付け成立後に、提出者1及び提出者2が非公開化手続に関する議案を発行者の株主総会に付議し、可決のために必要な手続を履践すること、( )本総会における提出者2の議決権行使に際しては、提出者1または提出者1が指定する者に対して包括的な代理権を授与し、又は、提出者1の指示に従うこと、及び( )非公開化手続に関する議案が本総会において否決された場合には、上記( )の株式譲渡は実行せず、発行者株式の上場を維持することなどに合意しております。

提出者1は、平成28年3月11日付で、提出者2に対し、提出者2が所有する発行者株式2,300,000株を本公開買付けに応募することを要請し、当該要請に基づき、提出者2は、2,300,000株を本公開買付けに応募いたしました。本公開買付けの成立により、発行者の議決権総数に対する提出者1及び提出者2の議決権割合の合計が3分の2以上になったことから、今後、発行者を非公開化するための株式併合に関する株主総会議案が可決され、その結果、上記( )の合意に基づく譲渡が実行される予定です。上記( )の合意に基づく譲渡の対象となる発行者株式(569,770株)については、提出者1が提出者2に対して引渡請求権を有するものとして、提出者2の株券等保有割合から控除しております。なお、当該引渡請求権の対象となる発行者株式(569,770株)は、本公開買付け終了後の提出者2の保有株券等の数(2,311,000株)から、平成27年9月30日時点の発行者の総議決権数の10%に相当する株式数(1,741,230株)を控除した数として算出しております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	691,876
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	691,876

【借入金の内訳】

名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
該当事項はありません。					

【借入先の名称等】

名称(支店名)	代表者氏名	所在地
該当事項はありません。		

第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 【提出者及び共同保有者】

- (1) 大阪製鐵株式会社
- (2) 阪和興業株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	17,578,565		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 17,578,565	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		569,770
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		17,008,795
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成28年2月12日現在)	V	17,446,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		97.49
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		26.43

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
大阪製鐵株式会社	15,267,565	87.51
阪和興業株式会社	1,741,230	9.98
合計	17,008,795	97.49